地域安全ニュース

第２号　　平成２８年６月　３日

尼崎東防犯協会
６４８７－３５１２
尼崎東警察署
６４８９－０１１０

警察からのお願い

警察では、不法就労・不法滞在などの来日外国人の取り締りのほか来日外国人を雇用したり技能実習生を受け入れている企業などを通じて不法就労の防止を呼びかけています。
外国人を雇用するときは、在留カード、外国人登録証明書、旅券などをよく見て在留資格を確認して下さい。

○不法残留者・・・許可された在留期間を超えて滞在している外国人

○不法入国者・・・旅券を持たずに、あるいは偽造された旅券などで入国した外国人

○不法上陸者・・・旅券は有効でも、許可を受けずに上陸した外国人

不法投棄の禁止

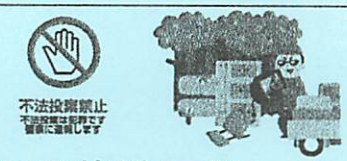

「ゴミ」の処理にはルールがあります。

産業廃棄物を排出した事業者は、法で定められた処理基準に従って自分で処理するか委託基準に従って処理業者に委託するなどして、産業廃棄物を責任を持って適正に処理しなければなりません。

一方、事業者や個人が一般廃棄物を処理したい場合には、尼崎市で定められた排出方法に従って適正に処理しなければなりません。

振り込め詐欺にご用心！！

●役所から「医療費の還付金がある」
　　「ＡＴＭへ行って下さい」
●業者から「必ず儲かる」「名義だけ貸して」
●息子から「カゼをひいた」「電話番号が変わった」

電話の相手は本物ですか・・・？
「医療費の還付金がある」「名義だけ貸して」
「もうけ話」の電話は、まず警察に相談して下さい。

回　覧									